



令和 7 年 1 2 月 1 5 日

三芳町議会議長 細谷光弘 様

提出者 三芳町議会議員 本名 洋

賛成者 同上 増田磨美

賛成者 同上 光下重之

リフト付き大型バス「おおぞら号」の存続を求める意見書について

三芳町議会会議規則第 14 条の規定により、上記の議案を別紙の通り提出致します。

(提案理由)

埼玉県が保有するリフト付き大型バス「おおぞら号」は障がい者の社会参加を促し、移動と外出を支援することを目的として 1973 年以來 52 年間にわたり障がい者の皆さんに親しまれてきました。ところが県は 2025 年度限りで事業を廃止すると発表し、それに対し利用者・団体は来年度以降も事業を継続するよう訴えています。

障がい者の皆さんの外出を支援する意義ある事業であることからおおぞら号の存続、もしくはそれに代わる措置を求めるものです。

リフト付き大型バス「おおぞら号」の存続を求める意見書（案）

埼玉県は、県が保有するリフト付き大型バス「おおぞら号」の運行を 2025 年度末に終了すると発表しました。バス運転手の不足やユニバーサルツーリズムの普及をその根拠にしています。

本制度は 1973 年から障がい者の外出支援を目的に実施され、利用を希望する団体は多く、年 60 日の運行日はほぼ埋まり、毎回のように抽選になるという強い要望がある制度です。

確かに、民間でもバスの貸し出しは行っていますが、1 台 10 万円から 16 万円、リフト付きバスはその 1.5 倍もの費用がかかります。障がい者で生活保護を利用している人も少なくありません。生活保護費ではこれらのバス旅行に参加することは大変厳しいものがあります。

「おおぞら号」が 52 年間にわたり、障がい者や生活保護利用者など、生活弱者の社会参加に貢献してきた実績は大きいものがあります。

「障がいの有無にかかわらず、誰ひとり取り残さない共生社会の実現を目指す」三芳町の議会として、2026 年度以降も「おおぞら号」の運行を継続するよう強く要望いたします。

記

1. 2026 年度以降も「おおぞら号」の運行を継続すること
2. 仮に存続ができないのであれば、利用者の負担、不便が生じない形で代替策を講じること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 日

埼玉県入間郡三芳町議会

埼玉県知事 大野元裕殿